

○ 確定申告書の控えについて

確定申告書の控えに税務署の受付印をもらうことにより、正式な所得の証明書類として利用できます。
確定申告書の控えに税務署の受付印が押されたものが必要な場合は、返信用封筒と切手が必要となりますので、申告相談の際にご持参ください。

○ 未申告の場合

申告の必要の方が申告をしなかった場合、国民健康保険税の軽減措置が適用されない、高額療養費の自己負担限度額が高くなる、国民年金の免除申請ができない、といった不利益が生じる場合があります。
また、未申告のままでは所得証明書などを発行することはできません。

■ 公的年金等を受給されている方について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税等の確定申告をする必要がありません。

ただし、所得税等の確定申告が必要ない場合であっても、次に該当する方は町・道民税の申告が必要な場合があります。

- ・「公的年金などの源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける場合
- ・公的年金などに係る雑所得以外の所得がある場合

給与支払報告書の提出について

令和3年1月1日現在、従業員が居住する市町村ごとに総括表を添えて提出してください。
提出期限は令和3年2月1日となっておりますが、お早めに提出願います。
なお、給与支払報告書の提出は、地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」を利用して、インターネットを通じて行うことができますのでご利用下さい。

〈お問い合わせ先〉

日高町役場 税務課 課税グループ	電話 01456-2-6184
日高総合支所 地域住民課 総務・税務・住民グループ	電話 01457-6-2001
苫小牧税務署	電話 0144-32-3165

苫小牧税務署からのお知らせ

【確定申告のお知らせ】

令和2年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月16日（火）から3月15日（月）までとなります。

三密防止のため、会場への入場には「入場整理券」が必要となります。

「入場整理券」は、国税庁のLINE公式アカウントから事前発行を行っているほか、当日確定申告会場でも配布しますが、当日分については配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、予めご了承ください。

なお、入場時にLINEで事前発行した際に表示される「受付完了」画面若しくは当日配布した「入場整理券」を確認しますので、必ずお持ちください。

また、指定された時間に遅れた場合は入場できない場合があります、会場の混雑状況によっては、指定された時間内であっても入場をお待ちいただく場合があります。

申告相談会場	苫小牧市労働福祉センター 苫小牧市末広町1丁目15番7号
開設期間	令和3年2月16日（火）から 令和3年3月15日（月）まで （ただし、土・日曜日・休祝日を除く）
相談受付時間	午前9時から午後4時まで

申告のご相談は、会場を開設する2月16日（火）以降にお越しください。
また、会場にお越しの際には、「前年の申告書控え」、確定申告に必要な書類及び印鑑をご持参ください。

なお、作成済みの確定申告書は、郵送等により税務署に提出してください。

申告に関するご質問は、お電話によりお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

苫小牧税務署 〒053-0018 苫小牧市旭町3丁目4番17号
電話 0144-32-3165（自動音声でご案内します。）



国税庁のLINE公式
アカウント

J R 日高線施設の活用アイデア募集!!

J R 日高線は、大正 2 年に苫小牧軽便鉄道(株)により苫小牧～沙瑠太(さるふと) (現在の富川) 間が開通、昭和12年には様似までの全線が開通し、地域の公共交通として運行されてきましたが、平成27年の高波被害やその後の相次ぐ台風被害等により、鶴川～様似間の全線でバス代行運行となり、令和 3 年 4 月 1 日をもって鉄道事業が廃止されることとなりました。

この度の J R 日高線の廃止に伴い、J R 北海道が所有している各施設(駅舎や敷地など)について、町が希望すれば基本的に現状のまま無償(一部有償となる場合があります)で引き受けることができることから、町では施設の有効利用について検討しているところです。

つきましては、多くのみなさんから活用方法についてご意見をいただきたいと考えておりますので、次のとおりアイデアを募集いたします。

1 募集内容

日高町内の J R 日高線関係施設(駅舎、駅前広場、線路敷地、駅名板などの備品類)を活用した事業

※ただし、J R 北海道が今後使用しないと判断されたものに限りません。

※鉄橋や踏切は、撤去予定となっていますので、対象外となります。

2 募集期限 令和 3 年 3 月 26 日(金)

3 応募資格 日高町に在住、在勤、在学されている方で、個人・団体は問いません。

4 提出方法・提出先

所定の様式はありませんが、次の事項を記入のうえ提出してください。

【記入事項】 ①氏名、②住所、③年齢、④連絡先、⑤具体的なアイデア

・持参又は郵送 日高町役場企画財政課
〒059-2192 沙流郡日高町門別本町210番地の1

・FAX 01456-2-5615

・Eメール kikaku01@town.hidaka.hokkaido.jp

※電話での受け付けは行っていません

5 応募に当たっての留意事項

- ・応募されたアイデアが必ず採用されるわけではありません。
- ・応募いただいたアイデアは、日高町ホームページ等で公表する場合があります。
- ・応募いただいたアイデアに関する一切の権利は日高町に帰属することとします。
- ・内容をお聞きする場合がありますので、連絡先は必ず記入してください。
- ・応募者の個人情報は、日高町個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。

【お問い合わせ先】 日高町役場企画財政課 01456-2-6181

